

一般財団法人日本救急医療財団の
救急救命士会員の方々へ

医療に携わる救急救命士のための
救急救命士賠償責任保険制度

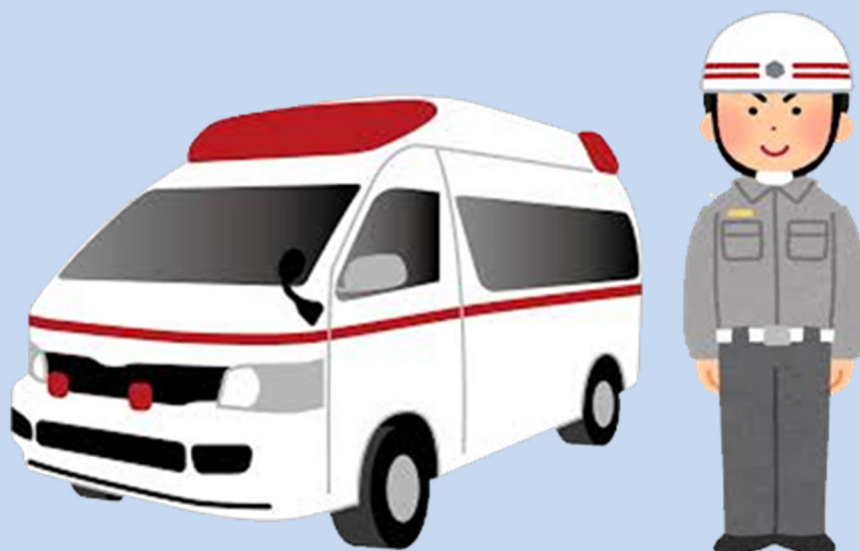
一般財団法人 日本救急医療財団の救急救命士会員専用

の ご 案 内

募集締切日

10月20日(火)

※中途加入の取扱いについては、
3ページをご参照ください。



保険期間	2026年11月1日午後4時から 2027年11月1日午後4時まで	1年間
------	--------------------------------------	-----

- ◆ 救急救命士賠償責任保険の保険料 1名あたり 1,200円
- ◆ 全ての加入者の方の病院実習も補償範囲に含まれます。

保険契約者 : 一般財団法人 日本救急医療財団

引受幹事保険会社(引受保険会社) : 損害保険ジャパン株式会社 (引受割合82%)

共同引受保険会社: 三井住友海上火災保険株式会社(引受割合12%)、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(引受割合6%)

※この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

1. この保険にお入りいただける方は…

一般財団法人日本救急医療財団の救急救命士会員（登録救急救命士）または、同会員の使用者である自治体（都道府県・消防本部など）が本保険の加入対象となります。

2. 救急救命士賠償責任保険とは…

救急救命士が行う業務によって、救急救命士個人または使用者である自治体が法律上の損害賠償責任を負担しなければならなかった場合の損害に対し保険金をお支払いする保険です。

※この保険では、保険期間中に事故が発見された場合にかぎり、損害を補償します。

※救急救命士法の規定に反する行為は補償の対象外です。

また、本来業務の補償以外に、救急救命士が行う病院実習中に生じた法律上の損害賠償責任についても、補償対象となります。

3. 保険金をお支払いする主な事故とは…

□救急救命士賠償責任保険

救急救命士が、日本国内の救急救命士法第44条第2項で規定する場所（病院または診療所への搬送のため傷病者を救急自動車等に乗せるまでの間又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間を含みます。）において、救急救命士としての業務を遂行すること（応急処置を含みます。）により、傷病者の身体に障害が発生し、その結果、救急救命士または、救急救命士を使用する者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（賠償金、争訟費用等）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。

* 救急救命士の直接指揮監督下にある救急隊員等業務の補助者などによる事故も、救急救命士または救急救命士の使用者が責任を問われた場合は対象となります。

＜事故事例＞ 傷病者を担架で救急車に運び込む際、誤って傷病者を地面に落としてしまい、全治2週間のケガを負わせ、法律上の賠償責任を負担することになった。

□病院実習中の補償（業務範囲に関する追加条項）

救急救命士の使用者、受入先医療機関、地域メディカルコントロール協議会等が認めた救急救命士が行う病院実習の実習中に、患者の身体に障害が発生し、その結果、救急救命士または、救急救命士を使用する者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（賠償金、争訟費用等）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。

＜事故事例＞ 病院実習で気管挿管を行ったところ、誤って食道に挿管してしまい、患者の食道をキズつけて、全治3週間のケガを負わせた。受入先病院の指導麻酔科医の指示は間違っていなかったことから、派遣元が法律上の賠償責任を負うこととなった。

（注1）記録の完備について

被保険者は、業務遂行にあたり業務の執行に関する記録を備えておかねばなりません。

被保険者が、正当な理由がなくこの義務を怠ったときは、記録を備えていない業務によって生じた損害を補償しません。

（注2）医師の指示にミスがあった場合について

医師の指示が誤っていたことに起因する賠償責任は、本保険の補償対象外です。

ポイント

ドクターヘリや民間用救急自動車搭乗時の業務についても、救急用自動車等（※）の基準を満たすものにおける、救急救命士としての業務であれば補償対象となります。

※救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであって厚生労働省令で定めるものをいいます。

4. お支払いする保険金の種類は…

- 法律上の損害賠償金（示談、和解などによる場合でも対象となります。）
 - 被害者の身体に障害が発生したことによる被害者の治療費、入院費、慰謝料、休業損失など
- 争訟費用
 - 訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停に要する費用（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）
- 被害者に対する応急手当、緊急処置などの費用

5. 保険金をお支払いできない主な場合は…

- (1)故意によって生じた賠償責任
- (2)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
- (3)地震、噴火、洪水、津波これらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
- (4)被保険者と世帯を同じくする親族（※1）に対する賠償責任
- (5)業務従事中の使用人の身体の障害によって生じた賠償責任
- (6)名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任
- (7)業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- (8)航空機、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または船舶の所有、使用または管理に起因する賠償責任
・これらのものに設置されている設備・装置で、もっぱら業務に使用されるものの所有、使用または管理に起因する賠償責任
に関してはお支払いの対象となります。 など

※1 親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。なお、配偶者には次の者を含みます。

・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

・戸籍上の性別が同一であるが事実上婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者

⇒詳細はあまし内の「保険金をお支払いできる主な場合とできない主な場合」をご参照ください。

6. 保険期間

2026年11月1日午後4時から2027年11月1日午後4時までの1年間となります。

※ 毎月1日付の中途加入も可能です。

7. 保険金額（補償額）と保険料

救急救命士賠償責任保険＋業務範囲に関する追加条項

（保険期間1年 団体割引20％）

保険金額（補償額）		自己負担額	年間保険料 （救急救命士1名につき）
（身体賠償）1事故につき	（身体賠償）保険期間中の総保険金額		
1億円	3億円	0円	1,200円

※争訟費用はその全額をお支払いします。

ただし、損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金に対する割合によります。

★途中で加入される場合は、下記の保険料となります。※中途解約される場合は返戻保険料となります。

【中途加入／解約保険料一覧表】

中途加入／解約日	締切日	中途加入／解約 保険料
2026年12月1日	11月20日	1,100円
2027年 1月1日	12月18日	1,000円
2027年 2月1日	1月20日	900円
2027年 3月1日	2月19日	800円
2027年 4月1日	3月19日	700円
2027年 5月1日	4月20日	600円

中途加入／解約日	締切日	中途加入／解約 保険料
2027年 6月1日	5月20日	500円
2027年 7月1日	6月18日	400円
2027年 8月1日	7月20日	300円
2027年 9月1日	8月20日	200円
2027年10月1日	9月17日	100円

8. ご加入・加入内容変更および解約のお手続きについて

2026年11月1日からご加入の場合

- (1) 所定の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、以下加入依頼書送付先に**2026年10月20日(火)必着**でご送付ください。※加入依頼書の記載内容(被保険者名・住所など)に間違いがないかご確認ください。
- (2) 保険料は**必ず2026年10月20日(火)までに**以下保険料振込口座に着金するようにお振込みください。
(注) 加入依頼書の到着日と保険料の着金日が締切日に間に合わない場合、取扱いは翌月扱いになります。ご注意ください。

中途加入の場合

- (1) 中途加入の場合、補償期間は**補償開始日(募集締切日の翌月1日)午前0時から 2027年11月1日午後4時まで**となります。
- (2) 所定の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、以下加入依頼書送付先に**毎月20日必着(20日が土日祝日等の場合は前営業日必着)**でご送付ください。※加入依頼書の記載内容(被保険者名・住所など)に間違いがないかご確認ください。
- (3) 保険料は、本パンフレットのP. 3【中途加入／解約保険料一覧表】をご参照の上**必ず毎月20日まで(20日が土日祝日等の場合は前営業日まで)**に以下保険料振込口座に着金するようにお振込みください。
(注) 加入依頼書の到着日と保険料の着金日が締切日に間に合わない場合、取扱いは翌月扱いになります。ご注意ください。

加入内容変更・解約の場合

- (1) 所定の加入内容変更・解約通知書に必要事項をご記入のうえ、以下加入内容変更・解約通知書送付先に**変更・解約日(毎月1日)の前月20日必着(20日が土日祝日等の場合は前営業日必着)**でご送付ください。
※加入内容変更・解約通知書の記載内容に間違いがないかご確認ください。
- (2) 解約保険料は、本パンフレットP. 3の【中途加入／解約保険料一覧表】をご参照ください。
なお、解約保険料の返戻は、毎月20日お手続き締切り後、翌々月 中旬頃にご指定の口座にお振込みいたします。

<加入依頼書・加入内容変更・解約通知書送付先>

〒113-0034 東京都文京区湯島3-37-4
HF湯島ビルディング7F
一般財団法人 日本救急医療財団 総務部
TEL: 03(3835)1199

<保険料振込口座>

三井住友銀行 上野支店 (店番779)
普通預金口座 口座番号 7381027
一般財団法人 日本救急医療財団
(イッパンス・イタンホウジン ニホンキュウキュウイリョウザイダン)
※ 送金手数料はご加入者負担となります。

指定口座以外の口座に振り込まれた場合、保険始期が1ヶ月遅れるか、或いは返金となる場合がありますのでご注意ください。

9. 加入者証について...

今年度より、加入者証は郵送での送付に代わり【WEB加入者証システム】にてご自身でご確認いただく方法に変更となりました。
※詳細は、加入依頼書に同封の別紙ご案内をご確認ください。

- 【閲覧可能時期】 ・11月1日始期ご加入の方: 2026年12月中旬以降にご確認いただけます。
・中途加入の方: 補償開始月の翌月中旬頃よりご確認いただけます。

なお、2か月を経過しても加入者証がWEB加入者証システムにて確認できない場合は、パンフレット記載の問い合わせ先までご照会ください。

10. 万一事故にあわれたら...

- (1) 事故が発生した場合は、遅滞なく、損保ジャパン、取扱代理店または事故サポートセンターまでご通知ください。遅滞なくご通知いただかなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。賠償事故などに関わる示談につきましては、必ず損保ジャパンとご相談のうえ、交渉をおすすめください。
- (2) 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - ① 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - ② 上記①について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ③ 損害賠償の請求の内容

<事故連絡先> (引受保険会社) 損害保険ジャパン株式会社

本店火災新種専門保険金サービス部 医師・専門賠償保険金サービス課 TEL: 03(3349) 5381

(注1) この保険では保険会社が被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いません。被保険者(保険の補償を受けられる方)が賠償責任を負う事故が発生した場合は、損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者(保険の補償を受けられる方)ご自身で被害者との示談交渉をすすめていただくことになります。

(注2) この保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に、被害者に対する法律上の賠償責任が生じた場合、お支払いの対象になります。したがって、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の賠償責任が生じないのにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金などはお支払いの対象となりません。また、お支払いする保険金は適用される法律の規定や被害者の損害の額および過失の割合などによって決定されます。

- (3) 保険金ご請求のお手続きについては、7ページの**5. 事故がおきた場合の取扱い**に記載の内容をご確認のうえ、お手続きを進めていただきますようお願いいたします。

救急救命士賠償責任保険 Q & A

Q 1. 加入依頼書の被保険者欄の

「1. 使用者とその業務に従事する全ての救急救命士」と「2. 救急救命士のみ」の違いを教えてください。

A 1. 被保険者とは保険の補償を受けられる方のことで、この保険の場合は「誰の責任が認められた場合にこの保険で補償対象となるか」を示します。

1の「使用者とその業務に従事する全ての救急救命士」は、自治体などの「使用者」が加入される場合のもので、業務の「使用者」である自治体の責任とその業務に従事した救急救命士個人の責任が問われることを想定して選択するものです。

2の「救急救命士のみ」は、主に救急救命士個人が加入される場合のもので、救急救命士個人の責任が問われることを想定して選択するものです。

Q 2. 救急救命士の国家試験に合格しましたが、日本救急医療財団の救急救命士名簿には現在未登録です。この救急救命士賠償責任保険には加入できますか？

A 2. 本保険は、日本救急医療財団（以下「財団」といいます。）を契約者とし、財団の救急救命士名簿に登録された救急救命士を加入者とする団体保険契約となります。

よって本保険の補償の対象は、財団への免許申請が完了し救急救命士名簿に登録済みであることが条件となりますので、未登録の方は必ず申込日までに免許登録申請を完了してください。免許登録については、財団までお問い合わせください。

Q 3. 医療機関に所属している救急救命士はこの救急救命士賠償責任保険には加入できますか？

A 3. 本保険は、日本救急医療財団（以下「財団」といいます。）を契約者とし、財団の救急救命士名簿に登録された救急救命士を加入者とする団体保険契約となります。

よって財団への免許申請が完了し救急救命士名簿に登録済みであればご加入いただけます。

Q 4. 傷病者が医療機関に到着した後も補償の対象となりますか？

A 4. 医療機関に到着した後も、入院するまでの間であれば補償の対象となります。

補償対象の詳細につきましては、本パンフレットのP.2「3. 保険金をお支払いする主な事故とは」ならびにP.7の「補償内容」をご参照下さい。

Q 5. 被保険者区分を「1. 使用者とその業務に従事する全ての救急救命士」とした場合、救急救命士の人数の記入、保険料の計算はどのようにすればいいのですか？

A 5. 在籍する全ての救急救命士の人数分（管理者を含みます。）の保険料が必要になります。（救急救命士が3名いれば3人分の保険料が最終的な保険料となります。財団の登録者数をベースに保険料を決定しているため、救急救命士の業務に従事していない救命士の方も人数に含めてください。）使用者を1名分として人数に算入する必要はありません。また、この場合救命士の方の氏名をご記入いただく必要はありません。

なお、再任用職員や嘱託職員についても加入者人数に含めて算出する必要があります。

Q 6. いつでも中途加入はできますか？

A 6. 手続きは随時可能ですが、毎月1日から補償が開始する中途加入となります。
例えば、5/12から補償がスタートする中途加入はできません。

Q 7. 中途加入する場合いつまでに保険料を振り込めばいいですか？
また、中途加入保険料はいくらですか？

A 7. 毎月20日まで（20日が土日祝日等の場合は前営業日まで）に所定口座に着金するようにお振り込みください。翌月1日から補償が開始する中途加入になります。中途加入保険料は加入月によって異なります。金額は、本パンフレットのP.3をご覧ください。

Q 8. 任意の日（例えば5/1）から1年間契約することはできますか？

A 8. できません。契約全体の保険期間は毎年11/1午後4時から翌年11/1午後4時まで1年間となっており、加入した月にかかわらず保険終期は常に次に到来する11/1になります。

Q9. 「被保険者名」「住所」の変更や人数が減った場合、または解約希望の場合、どのような手続きをとればいいのでしょうか？

A9. 取扱代理店損保ジャパンパートナーズのホームページに掲載の『加入内容変更・解約通知書』に必要事項をご記入のうえ、日本救急医療財団 総務部へご送付ください。
詳細は、本パンフレットのP.4「加入内容変更・解約の場合」をご覧ください。

Q10. 同月内に人数の増減が複数あった場合はどのように対応すればよいですか。

A10. 実際に増減のあった人数のプラスマイナスで対応をお願いします。人員の入れ替わりがあっても人数全体に増減がなければ対応は不要です。

Q11. 保険料の支払いをするにあたり請求書が必要です。発行してもらえますか？

A11. 保険会社は団体契約の契約者である「一般財団法人 日本救急医療財団」にしか請求書を出すことができません。各自治体・消防本部・救急救命士の方々は加入者となりますので請求書を出すことができません。
請求書が必要な場合は、ご加入者さまで作成された請求書、または自治体（市区町村）指定の請求書用紙に必要事項をご記入のうえ、切手を貼付した返信用封筒を同封して、日本救急医療財団まで郵送いただきますようお願いいたします。日本救急医療財団にて受領後、押印のうえご返送いたします。

Q12. 就業前研修中の病院実習についても補償の対象となりますか？

A12. 補償の対象となります。詳細は、本パンフレットP.2の「3. 保険金をお支払いする主な事故は・・・」の「口病院実習中の補償（業務範囲に関する追加条項）」をご参照ください。

Q13. 気管挿管 / 除細動 / 薬剤投与による事故は補償対象となりますか？

A13. 補償の対象となります。

Q14. イベント会場等の民間集客施設や介護施設等における救急救命士業務は、補償対象となりますか？

A14. 救急救命士法に定める救急救命士業務については補償対象となります。
【補償の対象となる例】
・イベント会場で急病人が発生した際に心臓マッサージや除細動等の救護対応を行う。
・転院搬送や施設間輸送 等

Q15. 救急救命士どうしでの針刺し事故は補償対象となりますか？

A15. 補償の対象外です。
本パンフレットのP.2に記載のとおり、本保険は傷病者の身体に傷害が発生した場合に適用されます。

Q16. 2027年11月1日以降の保険料を教えてください。

A16. 保険料については、毎年8月に決定します。そのため、2027年8月までお待ちくださいますようお願いいたします。

ご加入に際して特にご確認ください事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただけますようお願いいたします。
加入者ご本人以外の被保険者（保険の補償を受けられる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

救急救命士賠償責任保険のあらまし

- 商品の仕組み：この商品は賠償責任保険普通保険約款に救急救命士特約条項等をセットしたものです。
- 保険契約者：一般財団法人日本救急医療財団
- 保険期間：2026年11月1日午後4時から2027年11月1日午後4時までの1年間となります。
- 申込締切日：2026年10月20日（加入窓口に必着）
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：一般財団法人日本救急医療財団の救急救命士会員（登録救急救命士）または、同会員の使用者である自治体
 - 被保険者：（消防本部で加入の場合）消防本部および消防本部に在籍する救急救命士（救急救命士個人で加入する場合）救急救命士個人
 - お支払方法：一括払
 - お手続き方法：添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の一般財団法人日本救急医療財団までご送付ください。
 - 中途加入：保険期間中途でのご加入は、毎月受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日（20日過ぎの受付分は翌々月1日）から2027年11月1日午後4時までとなります。
 - 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
 - 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
(救急救命士賠償責任保険) この保険では、救急救命士が、日本国内の救急救命士法第44条第2項で規定する場所(病院または診療所への搬送のため傷病者を救急自動車等に乗せるまでの間又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間を含みます。)において、救急救命士としての業務を遂行すること(応急処置を含みます。)により、傷病者の身体に障害が発生し、その結果、救急救命士または、救急救命士を使用する者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(賠償金、争訟費用等)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。 * 救急救命士の直接指揮監督下にある救急隊員等業務の補助者などによる事故も救急救命士または救急救命士の使用者が責任を問われた場合は対象となります。 (業務の範囲に関する追加条項) この特約では、救急救命士の使用者、受入先医療機関、地域メディカルコントロール協議会等が認めた救急救命士が行う病院実習の実習中に、患者の身体に障害が発生し、その結果、救急救命士または、救急救命士を使用する者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(賠償金、争訟費用等)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。 (共通) お支払いの対象となるのは以下の種類の保険金となります。 1. 法律上の損害賠償金(示談、和解などによる場合でも対象となります。) ●被害者の身体に障害が発生したことによる被害者の治療費、入院費、慰謝料、休業損失など 2. 争訟費用 ●訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停に要する費用(損保ジャパンの事前の承認が必要です。) 3. 被害者に対する応急手当、緊急処置などの費用	この保険では、直接である間接であるを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石棉または石棉を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。 ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。) ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 ⑤サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害、PFASに起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用も含みます。) 【救急救命士賠償責任保険の免責事由】 ①航空機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)(または船舶の所有、使用または管理に起因する賠償責任(これらのものに設置されている設備もしくは装置で専ら業務に使用されるものの所有、使用または管理に起因するものを除きます。) ②昇降機もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ③名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ④業務の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤適用期間外に実施された新型コロナウイルスワクチン接種業務に起因する賠償責任

ご加入に際して、特にご注意くださいこと

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. 告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
②業務内容
③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

3. 通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または引受保険会社までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。
その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または引受保険会社までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。
ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
(4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の2026年11月1日午後4時に始まります。

* 中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- (1) 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
①事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
②上記①について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
③損害賠償の請求の内容
(2) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
(3) 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
(4) 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
(5) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく引受保険会社へ通知してください。
(6) 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
(7) 上記の(1)から(6)のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払になった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(続き)

- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況報告書、事故証明書 等
③	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 等
④	損害の額、損害の程度および損害の範囲が確認できる書類	死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 等

- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。
- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ② 専門機関による鑑定結果の照会
 - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④ 日本国外での調査
 - ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要になった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

- 本パンフレットの【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

- この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店にご連絡ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンへお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時に約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパン(以下、「当社」といいます。)は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等(以下、「当社業務」といいます。)を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
 - ① 当社が、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)・保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先(修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等)、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
 - ② 当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
 - ③ 当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。
 - ④ 当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
 - ⑤ 契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者(保険の対象となる方)の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については当社公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

10. その他

- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
電話番号 03-4332-5241(全国共通) ※おかけ間違いにご注意ください。
受付時間: 平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・12/30～1/4は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

お問い合わせ先

● 中途加入・中途脱退、その他加入内容変更、補償内容についてのお問い合わせ

(取扱代理店) 損保ジャパンパートナーズ株式会社 団体職域第二部
〒163-0417 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング17F
TEL: 03(6279)0654 FAX: 03(6279)0695 (受付時間: 平日の午前9時～午後5時)

● 事故時のご連絡先

(引受保険会社) 損害保険ジャパン株式会社 本店火災新種専門保険金サービス部 医師・専門賠償保険金サービス課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL: 03-3349-5381 (受付時間: 平日の午前9時～午後5時)
※ 平日の夜間、土日祝日の場合は、次の事故サポートセンターへご連絡ください。
0120-727-110 <受付時間> 平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

● 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL: 050-3808-0421 (受付時間: 平日の午前9時～午後5時)

- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイト約款・ご契約のおしりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- また、ご加入者以外に保険の補償を受けられる方(被保険者)がいる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- 来年度のお申込みのご案内については、2027年8月中旬を予定しています。

承認番号: SJ26-03083 承認日: 2026/06/16